

学校感染症（第2・3種・その他）の診断書及び証明書

学校・保育園・幼稚園名

年 組 氏名

1, 上記の者について、下記の病気（○印）と診断しました。

2, 上記の者について、下記に理由により 月 日から 月 日まで

（_____日間）出席の停止をしたことを認めます。

第2種学校感染症

1	インフルエンザ (A) (B) (症状のみ)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあたっては、3日)を経過するまで
2	百 日 咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻 し ん	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風 し ん	発しんが消失するまで
6	水 痘	すべての発しんが痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結 核	症状により学校医、他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
9	髄膜炎菌性髄膜炎	同上
10	新型コロナ	発症日を0日目として5日間かつ症状が軽快して24時間

第3種学校感染症

11	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医、他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
12	流行性角結膜炎	同上
13	急性出血性結膜炎	同上
14	コ レ ラ	同上
15	細菌性赤痢	同上
16	腸チフス	同上
17	パラチフス	同上
〔下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの〕		
18	溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
19	手足口病	発熱、口内疹などの急性症状が消退して、全身状態の安定するまで
20	伝染性紅斑	発疹のみで全身状態が良ければ登校(園)可能
21	その他の感染症	症状が改善し、全身状態が良くなるまで

(注)「他の感染症」ウイルス肝炎・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナ・RSウイルス・帯状疱疹・突発性発疹 前記病名に○

〔通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症〕

アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)腫)・伝染性膿瘍疹

令和 年 月 日

もとす医師会

医 師

印